

令和 6 年 6 月 28 日

県南広域振興局長 様

提出者 奥州金ヶ崎行政事務組合

住所 〒023-0003 奥州市水沢佐倉河字仙人49

氏名 管理者 倉 成 淳



(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	胆江地区衛生センター	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	奥州市水沢佐倉河字仙人49番地	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	6,116 kJ	*施設番号	
自動車の使用台数	63 台		
二酸化炭素の排出の状況			
二酸化炭素の排出の抑制のための措置	別紙のとおり。		
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
胆江地区衛生センター	〒023-0003 奥州市水沢佐倉河字仙人49番地	5,455 kJ
胆江地区広域火葬場さくらぎ苑	〒023-0003 奥州市水沢佐倉河字東鍛冶屋44番地	214 kJ
奥州金ヶ崎行政事務組合 消防本部	〒023-0854 奥州市水沢大鐘町二丁目16番地	159 kJ

備考 1 *印の欄には、記載しないこと。

2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。

3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。

4 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。

5 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別途添付してください。



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1)エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類	(5)年度						E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)		
	エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量						
	数値 A	単位	熱量(GJ) B	数値 C	単位	熱量(GJ) D				
原油(コンデンセートを除く)		kL			kL					
原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL					
揮発油(ガソリン)		kL			kL					
ナフサ		kL			kL					
ジェット燃料		kL			kL					
灯油	140.80	kL	5,139		kL		5,139	352		
軽油	6.17	kL	234		kL		234	16		
A重油	32.50	kL	1,264		kL		1,264	89		
B・C重油		kL			kL					
石油アスファルト		t			t					
石油コークス		t			t					
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	6.20	t	311	t		311	19		
	石油系炭化水素ガス		千m ³		千m ³					
化石燃料	液化天然ガス(LNG)		t		t					
可燃性天然ガス	その他可燃性天然ガス		千m ³		千m ³					
石炭	原料炭	輸入原料炭		t		t				
	原料炭	コークス用原料炭		t		t				
	原料炭	吹込用原料炭		t		t				
	一般炭	輸入一般炭		t		t				
	一般炭	国産一般炭		t		t				
	輸入無煙炭		t		t					
石炭コークス		t			t					
コールダール		t			t					
コークス炉ガス		千m ³		千m ³						
高炉ガス		千m ³		千m ³						
発電用高炉ガス		千m ³		千m ³						
転炉ガス		千m ³		千m ³						
	都市ガス	2.00	千m ³		千m ³			90		
その他の燃料	()									
	()									
非化石燃料	黒液		t		t					
	木材		t		t					
	木質廃材		t		t					
	バイオエタノール		kL		kL					
	バイオディーゼル		kL		kL					
	バイオガス		千m ³		千m ³					
	その他バイオマス		t		t					
	RDF		t		GJ/t					
	RPF		t		GJ/t					
	廃タイヤ		t		GJ/t					
	廃プラスチック(一般廃棄物)	6,651.00	t	194,874	GJ/t		194,874	18,364		
	廃プラスチック(産業廃棄物)		t		GJ/t					
	廃油		kL		GJ/kL					
	廃棄物ガス		千m ³		千m ³					
	混合廃材		t		t					
	水素		t		t					
	アンモニア		t		t					
	その他燃料()									
	小計①						201,823	18,930		
熱	産業用蒸気		GJ		GJ					
	産業用以外の蒸気		GJ		GJ					
	温水		GJ		GJ					
	冷水		GJ		GJ					
	地熱		GJ		GJ					
	温泉熱		GJ		GJ					
	太陽熱		GJ		GJ					

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組（計画）

【目標値】

2026年度(令和8年度)までに2023年度(令和5年度)比で3%削減する。

【具体的な取組】

○省エネルギー

1 電気

当施設では、ごみ焼却熱を利用した自家発電設備を設けており、通常は使用電力のほぼ全量を自家発電力でまかなっている。このことから、省エネのための取組として、自家発電のできない「休炉」期間を可能な限り短縮する、また、「休炉」期間中に使用する電力量の節減、抑制に努めることで、目標値の達成を目指す。

2 その他のエネルギー及び燃料使用量の削減目標及び具体的な取組

廃棄物3%、灯油1%、重油1%、LPガス1%、都市ガス1%を削減する。

①ごみとなるものを減らす工夫、ごみにしない工夫、リサイクルに配慮する工夫をする。

②業務に支障が無い場合、場所についてはこまめに消灯する。

③外灯は、業務上、防犯対策上又は安全対策上の必要最低限野場所と数にする。

④電気機械、電気製品及び事務機器は、使用しない時は電源を切る。

⑤暖房運転を20°Cからとする。

⑥冷房運転を28°Cからとする。

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

具体的な計画はなし

○自動車利用抑制

・ガソリン及び軽油の燃料使用量の大半は消防本部で使用されており、削減については難しいところもあるが、駐停車時のアイドリングストップの実施に努めると共に、急発進及び急加速を控える等エコドライブを推奨する。

・衛生センターから近距離の移動には、徒歩又は自転車を使用するものとし、極力公用車を使用しない。

備考 主に次のことを記載してください。

・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等

・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達

・自動車利用の抑制に係る取組

・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

具体的な取組①～⑥を省エネルギー推進委員が点検し、計画から乖離するような案件が生じた場合は、グループウェアのインフォメーション(掲示板)により、職員に注意喚起する。

(3) 計画の達成度の把握方法

省エネルギー推進委員において、省エネ法に係る定期報告及び地球温暖化対策実施状況届出に合わせて、点検・評価を行う。

その評価結果に基づいて、更なる改善点等の洗い出しを行い、改善を進めて行く。

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

・コピー又は印刷に際しては、両面印刷及び裏面使用を推進する。併せて、ミスコピー・ミス印刷を減らすよう努めると共に、ミス用紙が発生した際は、再利用を促進するため、白色部分を上に向けて揃え、所定の場所に備え付ける。

・車両購入の際は、積極的にハイブリッド車や電気自動車等の低燃費車・低公害車の導入を検討する。

・地元住民との環境美化活動(花壇整備)に積極的に参加する。

・毎週火曜日・金曜日を「ノー残業デー」とし、速やかな退庁を促す。